

## 自動販売機の設置に係る市有財産賃貸借仕様書

### 1 自動販売機の規格等

#### (1) 大きさ

貸付面積内に自動販売機、転倒防止器具、放熱余地及び使用済み容器の回収ボックスのすべてを収めること。

#### (2) 環境対策

設置する自動販売機は、省エネルギー、ノンフロン対応等の環境負荷を低減した機種の設置に努めること。ただし、設置機種によりノンフロン対応機の普及がないものについては、可能な限り環境に配慮したものとする。

#### (3) デザイン

自動販売機のデザイン、外観等は、周辺環境に配慮したデザインとし、ユニバーサルデザイン自動販売機の設置に努めること。

#### (4) 販売品

ア 販売品は、清涼飲料水、コーヒー、お茶等とし、酒類及び食料品等の販売は行わないこと。

イ 販売品の品揃え、切り替え、その他内容の変更については、市と協議のうえこれを行うこと。

ウ 販売品の販売価格は、標準小売価格を上回る価格としないこと。

エ 物価の変動又は消費税率の変更により販売品の販売価格を変更する場合は、市と協議すること。

#### (5) 機能

ア 新500円硬貨及び新1,000円紙幣対応機種の導入に努めること。

イ 特別仕様にキャッシュレス決済対応と記載のある物件は、スマートフォン決済や電子マネー等による決済が可能なものとすること。なお、特別仕様に記載のない物件についても利用者の利便性向上のためキャッシュレス決済対応機の導入に努めること。

### 2 遵守事項

設置事業者は、次に定める事項を遵守しなければならない。

#### (1) 安全対策

ア 転倒防止のため、「自動販売機据付基準」(JIS規格)および「自動販売機据付基準」(清涼飲料自販機協議会作成)を遵守した措置を講じること。

イ 食品衛生に関しては、「食品、添加物等の規格基準」(食品衛生法)および「自動販売機の食品衛生に関する自主的取扱要領」(業界自主基準)等を遵守し、販売商品の衛生管理に万全を尽くすこと。

また、商品販売に必要な営業許可を受けなければならない。

ウ 防犯のため、硬貨選別装置および紙幣識別装置のプログラム改変により、偽造通貨又は偽造紙幣の使用による犯罪防止に万全を尽くすこと。また、屋内設置であっても「自販機堅牢化基準」(日本自動販売システム機械工業会作成)を遵守し、盗難防止に努めること。

#### (2) 使用済み容器の回収

ア 使用済み容器回収ボックスを、自動販売機1台に1個の割合で自動販売機脇に設置し、設置事業者の責任で適切に回収・処分すること。また、必要に応じ

回収ボックスを増設すること。なお、屋外に設置する場合にあっては、強風及び雪害対策を講ずるものとする。

イ 回収ボックスの規格

- (ア) 素材はプラスチック製又は金属製とする。
  - (イ) 容積は回収頻度と回収量を考慮し、回収ボックスから空き缶等の使用済み容器が溢れ、周囲に散乱しない十分な収用容積とする。
  - (ウ) 使用済み容器以外の投入を禁止する旨の表示をするほか、使用済み容器投入口は紙等の一般ゴミが入りにくい形状を有するもの又はそのための仕掛けのあるものとし、使用済み容器と一般ゴミの混入防止を図ること。
- ウ 使用済み容器の処理については、容器包装リサイクル法(平成7年法律第112号)など、関係法令に基づいて適切に処理すること。

(3) 自動販売機の設置及び管理運営

- ア 自動販売機の設置、維持管理および撤去に関する費用は、設置事業者の負担とする。
- イ 商品の補充および変更、消費期限の確認、売上金の回収および釣り銭の補充ならびに自動販売機内部・外部および設置場所周辺の清掃などをを行うこと。
- ウ 消費期限の確認など、安定した高品質の商品を提供するための品質保証活動を行うこと。
- エ 専門技術サービス員による保守業務を随時行って維持に努めるほか、自動販売機本体に故障時の連絡先を明記し、故障時には即時対応すること。
- オ 自動販売機および商品の盗難・破損について、市はその責めを負わない。
- カ 自動販売機および商品が汚損またはき損したときは、速やかに復旧すること。